令和6年度「年末年始の交通事故防止運動」実施要綱

1 目的

年末年始は、夕暮れ時や夜間の交通事故が増加する傾向にあるため、県民総ぐる みで交通事故防止運動を展開し、広く県民に交通安全意識の普及啓発を図り、交通 ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることで、交通事故防止を図る ことを目的とする。

2 主唱

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

3 推進機関

県, 県警察, 各市町村, 鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関·団体

4 運動期間

令和6年12月10日(火)~令和7年1月10日(金)

5 スローガン

『年末年始 ルールとマナーで 鹿児島路』

6 運動の重点

- (1) 夕暮れ時,夜間の交通事故防止
- (2) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

7 運動重点の選定理由等

(1) 夕暮れ時,夜間の交通事故防止

183件(約23.9%)が11月と12月に発生している。

この時期は、一年の中で夜の時間帯が一番長いことや、日没と ともに辺りが急激に暗くなるため、運転者・歩行者ともに視認性 が低下し、重大な交通事故の発生が増加する傾向にあるため。

令和5年中、夕暮れ時と夜間に発生した交通事故767件のうち、

(推進事項)

(選定理由)

- ・ 「プラス1 (ワン) 運動」の展開 (道路横断中の左側確認, 夜光反射材, 明るい服装)
- 「3(サン)ライト運動」の実践 (早め,原則上向き,トンネル内)
- 街頭での交通安全指導及び歩行者の保護誘導活動の推進
- ・ 自転車利用者に対する夜間ライト点灯の徹底と夜光反射材用 品の取付け等の推進
- (2) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(選定理由) 令和5年中,自転車利用中の交通事故当事者279人のうち,乗 車用ヘルメット着用者は54人で,着用率は約2割(約19.4%)で あるとともに、令和6年8月末現在においても、自転車利用中の 交通事故当事者173人のうち,乗車用ヘルメット着用者は42人で, 着用率は約2割(約24.3%)と低調である。(※特定小型原動機 付自転車の人身事故の発生はなし。)

かごしま自転車条例及び令和5年4月1日の道路交通法改正により、自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務とされていることや、本年11月1日からは、自転車の危険な行為である「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」への罰則が新設されたことに伴い、自転車や特定小型原動機付自転車に対する乗車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守について、更なる周知啓発を図る必要があるため。

(推進事項)

- ・ 「かごしま自転車条例」の更なる理解促進
- ・ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット 着用の重要性に対する広報啓発や街頭における安全指導の推進
- · 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール遵守(16歳未満 による運転の禁止や車道通行の原則など)を促す取組の推進
- · 自転車・特定小型原動機付自転車販売事業者,シェアリング 事業者等と連携した安全利用に関する広報啓発の推進

(3) 飲酒運転の根絶

(選定理由) 令和5年中,飲酒運転事故は35件発生し,そのうち7件(20.0%)が11月と12月に発生している。

また,令和6年8月末現在においても,飲酒運転事故が29件(前年比+8件)発生し,7人(前年比+6人)の尊い命が失われていることや,忘年会等,飲酒の機会が多くなるこの時期は,例年,飲酒運転による交通事故の発生が懸念されることから,県民一人一人に対して「飲酒運転を絶対にしない,させない」という機運を醸成する必要があるため。

(推進事項)

- ・ 「飲酒運転8(やっ)せん運動」と「ハンドルキーパー運動」の推進
- ・ 家庭・地域・職場等における「飲酒運転を許さない環境作り」の推進
- ・ 飲酒運転の危険性,悪質性,アルコールが身体に及ぼす影響 や分解に要する時間等の正しい知識や理解の周知啓発
- 安全運転管理者による運転前後の目視による運転者の酒気帯びの有無の確認とアルコール検知器使用の推進

* 飲酒運転8 (やっ) せん運動) * -

- 酒を飲んだら運転しません
- 運転するなら酒は飲みません
- 酒を飲んだ人には運転させません
- 酒を飲んだ人には車は貸しません
- 運転する人に酒はすすめません
- 酒を飲んだ人の車には同乗しません
- 使用者は、従業員に飲酒運転を命じ たり、認めたりしません
- 酒を飲んだら自転車も乗りません

一* ハンドルキーパー運動 * − 自動車で飲食店などへ行く場合, お酒を飲まない人 (ハンドルキーパー) を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けるというもので, 「乗るなら飲むな,飲むなら乗るな」 を実践する,飲酒した人にハンドルを握らせない運動